

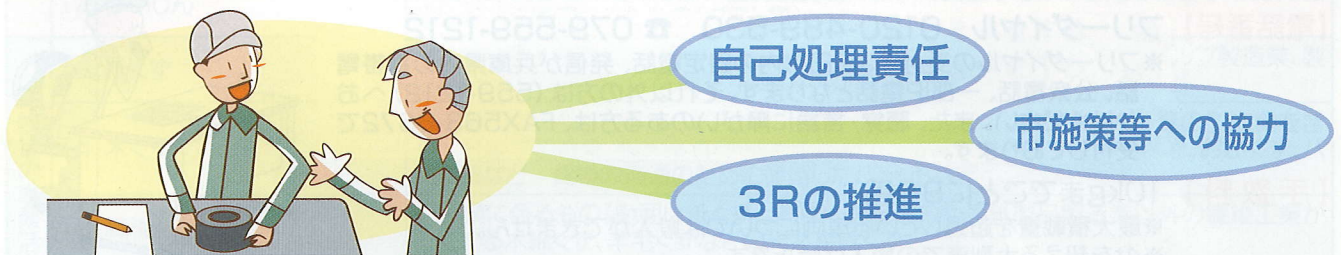
事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、家電リサイクル法、食品リサイクル法など、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けたごみの減量化やリサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責任がより強く求められています。

廃棄物処理法では、次のとおり、事業活動に伴って生じる廃棄物について、事業者に対する処理責任を規定しています。

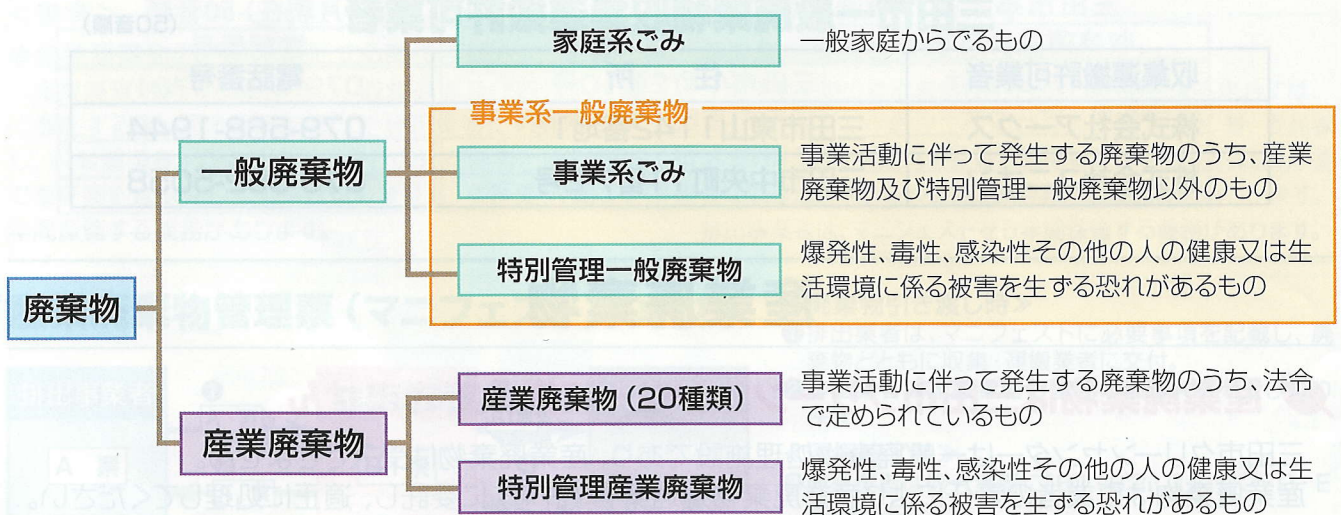
廃棄物処理法第3条

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならないこと。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。



廃棄物の区分

廃棄物処理法により、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されています。また、一般廃棄物は家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所から排出される「事業系ごみ」に分類されます。



Point!

事業系一般廃棄物とは？

事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外の全てのごみをいいます。

事業活動には飲食店等の各種店舗、会社、工場、ホテルなどの営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、官公庁、社会福祉施設等の公共サービス等を行っている事業も含まれます。